

豊田市H A C C P 導入認定制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、食品関係事業者等（以下「事業者等」という。）が行う自主的な衛生管理について、一定の水準以上にあると認められる施設に認定を付することにより、市内食品関係施設における自主衛生管理水準の向上を図り、もって市民の健康を保護することを目的とする。

(認 定)

第2条 事業者等は、H A C C P（ハサップ：Hazard Analysis Critical Control Pointの略）の概念に基づき自主衛生管理を行っている施設について、一定水準以上の衛生管理を行っているとして認められる場合は、豊田市長（以下「市長」という。）の認定を受けることができる。

(定 義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2条の「一定水準以上の衛生管理を行っているとして認められる場合」とは、別記1の施設基準及び別記2の衛生管理基準（以下「認定基準」という。）に適合する場合をいう。
- (2) 認定とは、前号の認定基準に適合していることを市長が認めたことをいう。

(認定の対象)

第4条 第2条の認定は、次の各号に規定する食品関係施設を対象とする。

(1) 大規模弁当調理施設

弁当（調理パンを含む。）の調理、配送等を主な営業とする、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条の規定による営業許可施設であって、1日当たり1,000食以上の調理能力を有するもの。

(2) ホテル・旅館調理施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業に係る施設又は同条第3項に規定する旅館営業に係る施設内に設けられた、主に同施設の宿泊者に飲食物を提供することを目的とする法第52条の規定による営業許可施設であって、1日当たりの宿泊者数、100人以上に対応できる調理能力を有するもの。

(3) 食品製造施設

業として、食品を製造する施設であって、5人以上の者が食品の製造に従事することを常としているもの。

(4) 集団給食施設

学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与することを目的に設けられた調理施設であって、1日当たり750食以上の調理能力を有するもの。

(認定の申請)

第5条 第2条の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、豊田市 HACCP 導入認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別記2の衛生管理基準に規定する資料（以下「必要資料」という。）を添えて、市長に申請する。

(認定の審査)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、法第30条に規定する食品衛生監視員（以下「食品衛生監視員」という。）に、認定基準に適合しているか否か、実地調査等を行わせる。

(認定書の交付)

第7条 市長は、第2条の認定を行った場合には、申請者に認定書（様式第2号）を交付する。

(認定書の掲示等)

第8条 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定の対象施設（以下「認定施設」という。）に前条の認定書を掲示することができる。

2 認定事業者は、次のとおり認定マーク（様式第3号）を掲示等することができる。

- (1) 認定施設及び認定施設に付随する配送車等への掲示
- (2) 認定施設において調理し、又は製造した食品の包装又は容器への表示
- (3) 広告資料、販促資料等への掲載、貼付等

(変更の認定)

第9条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ、認定変更申請書（様式第4号）により、必要資料のうち変更しようとする事項に係る書類を添えて、市長に申請する。

- (1) 防止措置の変更を伴う危害の変更
- (2) 重要管理点の廃止又は追加
- (3) 重要管理点に係る管理基準の変更又はモニタリング方法の変更

2 前項の申請に対する審査については、第6条の規定を準用する。

3 市長は、変更しようとする事項が、認定基準に適合していると認めるときは、認定事業者にその旨通知する。

(変更の届出)

第10条 認定事業者は、前条に規定する事項以外の事項を変更した場合は、遅滞なく、変更届（様式第5号）に必要資料のうち変更に係る書類を添えて、市長に届け出る。

(廃止の届出)

第11条 認定事業者は、認定施設において、認定に係る営業等を廃止した場合は、遅

滞なく、廃止届（様式第6号）に認定書を添えて、市長に届け出る。

（認定の返上）

第12条 認定事業者は、その認定を返上しようとするときは、返上願い（様式第7号）に認定書を添えて、市長に提出する。

（認定の有効期間）

第13条 認定の有効期間は、3年とする。

（立入調査の実施）

第14条 市長は、食品衛生監視員に、認定施設に対する法第28条に基づく臨検検査をさせる際に、認定基準に適合しているか否かについても、あわせて確認をさせる。

（認定の更新）

第15条 第2条の認定は、第13条の認定の有効期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の規定により、認定の更新を受けようとする認定事業者は、第5条に規定する申請書（様式第1号）により市長に申請する。

なお、この場合において、必要資料の添付は要しないものとする。

3 前項の申請の受付は、従前の認定の有効期間の満了日の2か月前からとする。

4 第6条、第7条及び第8条の規定は、第1項の更新について準用する。

この場合において、認定施設に対する前条に規定する立入調査を、申請の受付日から遡って3か月以内に実施している場合にあつては、第6条の実地調査を行ったものとする。

5 第2項の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後その処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

（認定の取消）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その認定を取り消すことができる。

（1）認定基準に適合しなくなつたと認められたとき

（2）法第54条、第55条及び第56条の規定による処分を受けたとき

（3）第8条第2項に規定する認定マークを不正に使用したとき

（4）その他、市長が認定を取り消す必要があると認めたとき

2 認定を取り消された者は、当該取消しの日から1年を経過しなければ、取消しの対象となつた施設について、新たに認定の申請をすることができない。

ただし、前項第2号に該当する場合には、当該処分の解除の日から起算するものと

する。

(公表)

第17条 市長は、認定書に記載された事項について、市のホームページ等に公表することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

別記 1

施 設 基 準

第 1 共通基準

- 1 施設の構造、従業員の配置及び動線等を考慮し、従業員が利用しやすい位置に、十分な数の手洗設備が設けられていること。
- 2 従業員専用の水洗式の便所が設けられていること。
なお、当該便所は十分に換気のできる構造又は設備を有するとともに、開口部が製造場等に直結していないこと。
- 3 製造場等の汚染作業区域と非汚染作業区域は、一定の区画がされていること。

第 2 個別基準

- 1 食品製造施設のうち、法第 5 1 条に規定のない営業に係る施設にあつては、食品衛生に係る営業の基準に関する条例（平成 1 2 年愛知県条例第 1 0 号。以下「条例」という。）別表第二の一 共通基準に適合するとともに、次に示す事項を満たしていること。
 - (1) 原材料置場、製造場及び製品置場が設けられており、それぞれ一定の区画がされていること。
 - (2) 原材料置場、製造場及び製品置場の床は、不浸透性材料で作られていること。
 - (3) 原材料置場、製造場及び製品置場の側壁は、床面から少なくとも 1 メートルまでの部分は、不浸透性材料又は耐水性材料で作られ、又は腰張りされていること。
 - (4) 原材料置場、製造場及び製品置場には天井が設けられていること。
なお、製造場に製造室を設けている場合及び原材料置場及び製品置場に次項に規定する設備を設けている場合にあつては、この限りでない。
 - (5) 原材料置場及び製品置場には、取り扱う食品の性質に応じて、冷蔵設備又は冷凍設備が設けられ、かつ当該設備の見やすい位置に温度計が備えられていること。
 - (6) 製造場には、器具及び容器包装の清浄設備及び消毒設備又は殺菌設備が設けられていること。
 - (7) 製造場には、原材料及び添加物を使用量に応じて計量することができる計器又は設備が設けられていること。
 - (8) 製造場には、必要に応じて、殺菌設備及び冷却設備が設けられていること。
- 2 集団給食施設（営業許可を取得しているものを除く。）にあつては、条例別表第二の一 共通基準及び二 業種別基準の 1 飲食店営業に係る基準に適合していること。

衛生管理基準

次の書類が作成され、食品衛生上の危害発生を防止するよう適正に衛生管理されていること。

1 「概要書」

従業員数及び調理又は製造能力

2 「管理体制に関する書類」

H A C C P についての相当程度の知識を持つと認められる者を含む H A C C P チームに関する書類

3 「製品説明書」

食品の原材料や規格、意図する用途、対象となる消費者等の必要な事項

4 「工程に関する書類」

5 「施設の図面」

- (1) 施設の構造及び設備の配置
- (2) 施設の清浄度に応じた区分
- (3) 食品等の移動の経路
- (4) 従事者の配置及び動線

6 「危害要因リスト」

発生するおそれのあるすべての危害要因、管理手段及び CCP（重要管理点）等を記載したリスト

7 「CCP 整理表」

CCP における管理基準、モニタリング方法、改善措置等について整理した書類

8 「検証に関する書類」

- (1) 記録の点検の方法
- (2) モニタリング作業の適正度の現場確認の方法
- (3) モニタリングに用いる計測機器の校正の方法
- (4) 製品等の試験検査による確認の方法
- (5) 苦情又は回収の原因の解析
- (6) H A C C P プランの見直しの方法

9 「記録の方法に関する書類」

モニタリング、改善措置、一般的衛生管理及び検証の記録並びに当該記録の保存の方法及び期間

10 「一般的衛生管理に関する書類」

- (1) 施設設備の衛生管理
- (2) 従事者の衛生教育
- (3) 施設設備、機械器具の保守点検
- (4) そ族昆虫等の防除
- (5) 使用水の衛生管理

- (6) 廃棄物の衛生管理
- (7) 従事者の衛生管理
- (8) 食品等の衛生的な取扱い
- (9) 製品の回収

様式第1号（第5条、第15条関係）

平成 年 月 日

豊田市長 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

豊田市HACCP導入認定申請書（新規・更新）

豊田市HACCP導入の（更新の）認定を受けたいので、豊田市HACCP導入認定制度実施要綱 第5条 第15条第2項 の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 認定の対象

2 施設の名称及び所在地

名称

所在地

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 申請者の押印は、氏名を自署する場合にあつては省略することができる。
 - 3 認定の対象は、豊田市HACCP導入認定制度実施要綱第4条により記載する。

豊田市 HACCP 導入認定書

申請者 住 所

氏 名

平成 年 月 日付けの申請については、豊田市 HACCP 導入認定制度実施要綱第2条の規定により、次のとおり認定します。

1 認定の対象

2 施設の名称及び所在地

名 称：

所在地：

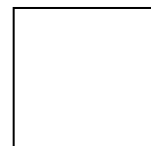
3 認定番号

4 認定の期間

この認定の期間は平成 年 月 日までとします。

平成 年 月 日

豊田市長



様式第3号 (第8条関係)



平成 年 月 日

豊 田 市 長 様

届出者 住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

豊 田 市 H A C C P 導 入 認 定 変 更 申 請 書

下記のとおり変更したいので、豊田市H A C C P 導入認定制度実施要綱第9条の規定により申請します。

記

1 認定の対象

2 施設の名称及び所在地

名 称：

所在地：

3 認定年月日及び認定番号

平成 年 月 日 第 号

4 変更事項及びその内容

5 変更予定年月日

平成 年 月 日

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 申請者の押印は、氏名の自署する場合にあっては省略することができる。
 - 3 認定の対象は、豊田市H A C C P 導入認定制度実施要綱第4条により記載する。
 - 4 変更事項については、必要に応じ関係書類を添付する。

平成 年 月 日

豊 田 市 長 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

豊 田 市 H A C C P 導 入 認 定 変 更 届

下記のとおり変更しましたので、豊田市H A C C P 導入認定制度実施要綱第10条の規定により届け出ます。

記

1 認定の対象

2 施設の名称及び所在地

名 称：

所在地：

3 認定年月日及び認定番号

平成 年 月 日 第 号

4 変更事項及びその内容

5 変更年月日

平成 年 月 日

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 申請者の押印は、氏名の自署する場合にあつては省略することができる。
 - 3 認定の対象は、豊田市H A C C P 導入認定制度実施要綱第4条により記載する。
 - 4 変更事項については、必要に応じ関係書類を添付する。

平成 年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

豊田市HACCP導入認定施設営業等廃止届

下記のとおり、豊田市HACCP導入認定施設における営業等を廃止しましたので、豊田市HACCP導入認定制度実施要綱第11条の規定により届け出ます。

記

1 認定の対象

2 施設の名称及び所在地

名 称

所在地

3 認定年月日及び認定番号

平成 年 月 日 第 号

4 廃止年月日

平成 年 月 日

5 廃止した理由

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 申請者の押印は、氏名を自署する場合にあつては省略することができる。
 - 3 認定の対象は、豊田市HACCP導入認定制度実施要綱第4条により記載する。

添付書類：認定書

平成 年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

返 上 願 い

下記のとおり、豊田市HACCP導入認定を返上したいので、豊田市HACCP導入認定制度実施要綱第12条の規定により、認定書を添えて提出します。

記

1 認定の対象

2 施設の名称及び所在地

名 称

所在地

3 認定年月日及び認定番号

平成 年 月 日 第 号

4 返上を願う理由

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 申請者の押印は、氏名を自署する場合にあつては省略することができる。
 - 3 認定の対象は、豊田市HACCP導入認定制度実施要綱第4条により記載する。